

鳥取県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年鳥取県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に基づき鳥取県立学校ごとに設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、必要な事項を定める。

(委員の任免の通知)

第2条 委員の任免については、教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）第2条に基づく辞令書を交付することにより行う。

(報酬)

第3条 委員の報酬額は会議の出席1回につき予算に定める額とし、会議出席後30日以内に支給する。

2 鳥取県の常勤の特別職又は一般職の職員（県費負担教職員を含む。）が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しない。

(旅費)

第4条 委員の旅費は、原則、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）に基づき支給する。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員は、協議会を設置する学校の教職員から選任することができるが、特別の事情がある場合を除き、3人または同校の協議会の委員の4分の1のいずれか少ない人数を上限とする。

2 協議会の委員の選任に当っては、多様な意見や男女協働参画の観点に配慮し、できるだけ男女同数程度となるよう努めること。

(会長及び副会長)

第6条 協議会を設置する学校の校長（以下「校長」という。）及び教職員は、協議会の会長（以下「会長」という。）になることができない。

(会議)

第7条 協議会の会議は、別表を参考に毎年度、概ね3回以上開催（書面開催を含む。）する。

2 学校は、会議資料を作成するなど円滑な会議の運営に努める。

3 協議会は、会議の終了後に議事の概要を記載した報告書（様式1）を作成し、高等学校においては高等学校課長に、特別支援学校においては特別支援教育課長に、中学校においては小中学校課に提出する。

(基本方針の承認)

第8条 校長は、法第47条の5第4項に基づき作成した基本方針について、委員に対して説明し、協議会の承認を得るものとする。

(意見の取扱い)

第9条 法第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の取扱いについては、次の各号によるものとする。

(1) 教育委員会又は校長は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。

(2) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。

(学校評価の実施)

第10条 学校は、教育活動及び学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取組について目標を設定し、その達成状況、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的な改善が行われるようにするため、自己評価を行う中長期及び単年度の目標とそれらを達成するための具体方策を設定し、その達成状況を評価するため自己評価を行うとともに、当該自己評価の客観性を高めるため協議会の評価を受けるものとする。

2 学校が行う自己評価については次のとおり定めるものとする。

ア 自己評価を円滑に実施するため、学校評価委員会を設置し、評価計画の立案、進行管理、改善方策の策定及び公表を行う。なお、委員は学校の教職員とし、各校で定める。

イ 年間評価計画(様式2)を作成するとともに、「中長期目標」に基づき「今年度の重点目標」を定める。

ウ 「評価項目」ごとに、今年度の達成すべき「具体項目」「具体目標」を設定し、具体目標を達成するための「具体方策」を定める。なお、「具体目標」は可能な限り数値化を行い、それぞれの項目に係る自己評価表(様式3)を作成する。

エ 目標の達成状況を把握し、中間評価及び最終評価を実施し、その結果を自己評価表に記録する。また、自己評価に当たっては生徒による授業評価及び教職員・生徒・保護者に対するアンケート等の結果も活用する。

3 協議会は、自己評価の客観性を高めるとともに、教育活動その他の学校運営が適切に行われるようにするため、次のとおり学校運営協議会評価を行うものとする。

ア 年間評価計画、自己評価表及びその他学校評価に係る取組事項

イ 自己評価の結果及び改善方策に対する評価

ウ 自己評価及びその他の学校運営の改善に対する提言

4 学校は、前項の評価が適切になされるよう必要な事項を協議会に説明する。

5 学校は第3項の学校運営協議会評価に基づいた改善方策等を取りまとめた学校運営協議会評価報告書1(様式4)を自己評価表作成後に、学校運営協議会評価報告書2(様式4の2)を最終評価実施後に作成し、協議会に説明するとともに高等学校においては高等学校課長に、特別支援

学校においては特別支援教育課長に、中学校においては小中学校課長に提出し、学校運営の改善に活用する。

- 6 学校運営協議会評価報告書1、2及び自己評価表については、ホームページにより公表するとともに、必要に応じて保護者説明会、学校だより、地域広報誌等により、公表事項について説明を行う。

(会議の公開)

- 第11条 協議会の会議の開催日については、学校のホームページへの掲載等の方法により周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 規則第12条第1項ただし書に定める特別の事情は、会議の内容が個人等の保秘に係る情報を取り扱う場合とする。
- 3 協議会は、会議の傍聴人に会議資料を提供する。ただし、資料が大量であるなどの理由により、提供することが難しい場合は、協議事項が分かる資料の提供に代えることができる。

(庶務)

- 第12条 協議会の庶務は、協議会を設置する学校において処理する。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が校長と協議の上、定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 鳥取県立学校における学校評価実施要領（平成20年3月27日付第200700203620号教育通知）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。